

西宮市自転車駐車場指定候補者選定委員会運営要綱

(目的)

第1条 西宮市自転車駐車場（以下「駐車場」という。）の指定管理者の候補となる団体（以下「指定候補者」という。）を選定するにあたり、最も適当な団体を選考するため、西宮市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年西宮市条例第4号。以下「条例」という。）第5条の2の規定に基づき、西宮市自転車駐車場指定候補者選定委員会（以下「委員会」という。）の運営等を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に基づき、次に掲げる事項について審査し、意見を提出する。

- (1) 駐車場の指定候補者を公募するに当たっての募集要項
- (2) 駐車場の指定候補者を選考するに当たっての審査基準
- (3) 駐車場の指定候補者として最も適当なものの選定
- (4) その他、(1)、(2)及び(3)に関連し、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5名以内をもって構成する。

2 委員は、第2条に規定する所掌事務に関し学識経験者その他の者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委員会が選定した指定候補者を指定管理者として指定することについて、議会の議決を得た日の翌日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長を互選する会議は土木局土木総括室自転車対策課が召集する。

2 会議の議長は、委員長が行う。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 その他、会議について必要な事項は、委員長が定める。

(会議の公開)

第7条 会議は公開とする。ただし、公開することにより申請者の正当な利益を害するおそれのある事項を審議する場合等、西宮市情報公開条例（昭和61年西宮市条例第22号）第6条各号のいずれかに該当する情報について、審議する場合は、委員会の決定により非公開とすることができる。

(意見聴取等)

第8条 委員会は、必要と認めるときは、関係行政機関の職員その他議事に関係のある者に対し、出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、土木局土木総括室自転車対策課において行う。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年1月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年9月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年8月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年8月1日から施行する。